

vol.54-09 (通算 618号)

2024年12月号

# やどかり

2024年12月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

## 障害のある人の**所得保障**を考える 医療費助成や生活保護制度を巡って

### 家族の不安

10月5日、やどかりの里「家族のつどい」が開催され、親の高齢化が進む中で、医療や生活費への深刻な不安が語られた。現行の医療費助成制度では、身体障害者は障害者手帳1～3級、知的障害者は(A)～Bが対象とされる一方、精神障害者は1級のみ限定され、精神科病床の入院費用も対象外となっている。高額療養費制度では、一般的な収入世帯の自己負担額が月額8万円を超え、多くの人が安心して医療を受けられる状況にはない。

### 生活保護制度改悪といのちのとりで裁判

2023年に実施された「障害のある人の地域生活実態調査」(きょうされん、2024年7月報告)によれば、障害のある人の78.6%が年収127万円の「貧困線」を下回り、97.2%が年収200万円以下のワーキングプア状態である。障害年金や就労収入があっても生活費に届かず、生活保護を利用する人が多い。やどかりの里でも登録者の約4割が生活保護を受給しており、その多くが単身またはグループホームで暮らしている。この制度は、親元を離れて暮らす際の大切な支えとなっている。

しかしながら、生活保護制度の改悪は進んでいる。2013年の生活保護基準の引き下げでは、受給者にさらなる節約を強いることになり日常生活を圧迫した。この引き下げの根拠となる数字は、専門部会の十分な議論も経ず厚生労働省独自の算定式を用いられた。

これに対し、全国29都道府県から、約1,000人の原告が立ち上がり、「いのちのとりで裁判」を提起した。やどかりの里のメンバーも原告に加わった。2023年3月29日にはさいたま地裁で勝訴判決を勝ち取り、東京高裁での期日を控えている。2025年には、大阪、愛知で最高裁判決を迎える見通しだ。

### 真の所得保障を求めて

生活保護基準の引き下げは、単に受給額を減らすだけでなく、医療費の支払いにも困難が生じるような収入額でも受給停止の引き金となり、さらに厳しい生活を強いるものになった。そもそもは所得保障が十分でないことに起因している。経済的に家族に頼らざるを得ない現実や、生活保護を利用せざるを得ない構造が見直されるべきである。

日本弁護士連合会は、生活保護法から権利性を明確にした「生活保障法」を提案している。しかし、当面は、医療費助成や交通費割引、障害年金、生活保護制度など現行制度の充実を求める必要がある。県内では家族会が中心となり、医療費助成の改善を長年にわたり訴え続けている。生活保護裁判では、原告の1人である佐藤晃一さん(やどかりの里理事)が東京高裁での意見陳述の準備を進めている。1人1人が声をあげ、手を携え、力を尽くすことで、すべての人が安心して暮らせる未来を、共に切り拓いていけるのではないだろうか。(永瀬恵美子)